平成２２年（フ）第５５７０号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番２号　谷澤マンション208号、申立時の住所大阪市都島区都島本通２丁目11番13―703号
債務者　橋本　耕二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９２号
大阪市西淀川区花川１丁目12番16号
債務者　村井　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３２号
大阪府摂津市学園町２丁目10番12―501号
債務者　二本木　驚（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１２号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番62号
債務者　上津　憲二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６８号
大阪市大正区南恩加島６丁目17番28号
債務者　中馬　芳弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８６号
大阪市鶴見区放出東３丁目33番３号　303号
債務者　吉田敬一こと　崔　　敬一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０９号
大阪府寝屋川市石津東町28番２号
債務者　稲田めぐみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７１号
大阪市平野区背戸口１丁目１番１号
債務者　井脇　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２１８号
大阪市城東区諏訪４丁目17番12号　シャンテ諏訪501
債務者　辻岡　利幸（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６２号
大阪府箕面市小野原東２丁目９番25号
債務者　金子みどり
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７８号
大阪府枚方市出口５丁目５番21―101号
債務者　西川　敬人
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８２号
大阪府東大阪市横沼町３丁目４番１号
債務者　梶井　克己
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４３号
大阪府寝屋川市池田南町７番３号
債務者　三尾　光代
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５２号
大阪市淀川区塚本３丁目12番20号　塚本ハイツⅡ―202号
債務者　竹山志津香
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５７号
大阪市西淀川区大和田４丁目１番18号　エールマンション208号室
債務者　岡本奈緒美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２２号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番24号
債務者　正埜　純一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３２号
大阪市城東区永田３丁目13番11―705号
債務者　竹本　亮太
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３９号
大阪府高槻市富田町２丁目20番８号
債務者　畑田　明彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部